

USPTO 商標関連手数料の減額効果について解説

2015年6月3日

JETRONY 知財部

今村、丸岡

米国特許商標庁(USPTO)の Mary Boney Denison 商標局長は、同庁ブログ記事において商標関連手数料を減額した経緯とその効果について解説した¹。

今年1月、同庁は商標出願料および登録更新手数料を改定し、以下の③を新設すると共に従前からあった④を減額した。

その結果、現在4段階の料金体系が適用されている。

- ①紙で出願した場合の料金
- ②USPTOが提供する商標電子出願「Trademark Electronic Application System (TEAS)」システムを使用する料金(出願以降の審査官等への応答は紙でも可能)
- ③TEASを使用し、かつ、出願以降の審査官等との応答は全て電子メール等を利用する「TEAS Reduced Fee (TEAS RF)」料金
- ④TEAS RFに加え、指定商品役務の記載を出願人自らが決めるのではなく、USPTOが提供するマニュアル²から選択する「TEAS Plus」料金

同庁としては、審査迅速化に向け、商標の出願→応答→最終処分までを全て電子的に処理する案件の割合を増加させるために、従前より②及び④を推奨してきたところ。

しかし、ユーザーに対して利用実態をヒアリングした結果、電子出願システムを使用している出願人のうち約20%が、指定役務の記載は、自分のものを用いることを希望するとともに審査官等への応答に際しては、紙媒体を使用している事が分かった。

そこで、④から指定商品役務をマニュアルから選ぶ条件を除いた③を導入した。その結果、「TEAS RF」の適用件数は増加し、商標審査官のワークロードの軽減に寄与し、USPTOの商標審査効率を高めると同時に、商標保護に関する起業家や中小企業の経済的負担を軽減している。

料金一覧表:

<http://www.uspto.gov/trademarks-application-process/filing-online/reduced-fees-teas-application-filing-options>

以上

¹ 全文: http://www.uspto.gov/blog/director/entry/reduced_trademark_filing_and_renewal

² Trademark ID Manual ベータ版は[こちらから](#)